三　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ・ロ　（略）

ハ　第一号ハに掲げる職員　百分の四十九以下

2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次項の規定は、令和二年十一月三十日から施行する。

（人事院規則一九―〇の一部改正）

2　人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間） **第十五条**　育児休業法第八条第一項の人事院規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 一・二　（略） 三　休職にされていた期間（規則九―四〇第五条第二項第五号イからニまでに掲げる期間を除く。）	（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間） **第十五条**　育児休業法第八条第一項の人事院規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。 一・二　（略） 三　休職にされていた期間（規則九―四〇第五条第二項第五号イからハまでに掲げる期間を除く。）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―五五―一三七

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
長崎県	対馬市上対馬町比田勝ダラの木九五六の七	門司税関厳原税関支署比田勝監視署	三級地
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前			
別表（第一条、第二条関係）			
一　一年を通じて特地勤務手当が支給される官署			
都道府県	所在地	官署	級別区分
（略）	（略）	（略）	（略）
長崎県	（新設）	（新設）	三級地
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）